

平成30年度 事業計画

公益財団法人西成労働福祉センターは、昭和36年（1961）年8月に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機として、昭和37年（1962）9月に労働省より法人設立の許可と無料職業紹介事業の許可を受け、官民一体となって10月から業務を開始した。

あいりん地域では、日雇労働者の高齢化が進む一方、不安定就労層の新規流入により、日々雇用だけでなく、短時間就労、建設業にとどまらない安定的な就労など、労働者の要望は多様化を見せている。これらの幅広いニーズに対応し、あいりん地域における労働者の雇用の安定・福祉の向上と生活安定を図るため、就労機会の確保、就労支援等に努めるとともに、安心して利用できる就労支援施設の管理運営をおこなっている。

昭和45年（1970）に建設された「あいりん労働福祉センター」は、現行の耐震基準（0.6以上）を満たしていないことが明らかになり、平成28年7月26日 第5回 あいりん地域まちづくり会議において、参加委員の大多数の賛同を得て、労働施設の現地建替えを前提に、仮移転先を「南海電鉄高架下」とする方針が決定された。平成31年春には、南海高架下の仮移転事務所への移転が予定されている。

こうした状況を踏まえ、当財団では、仮移転事務所への移転がスムーズにおこなえるよう、職業紹介、労働相談、技能講習の各事業データをシステム化により一体化し、「ここに来ればよい人材を得られる」職業紹介所をめざし、労働者が安定した生活を送れるよう寄り添いつつ、支援をおこなっていく。

30年度は、次のような取り組みを重点的に推進していく。

1 幅広いニーズに対応した職業紹介と雇用条件改善に向けた取り組み

仮移転先における円滑な職業紹介の実施を目指して、「人材マップ」をもとに労働者データを統一し、システム化を図る。

また、多様化するニーズに対応するため、求職相談を通じて「利用者カード」の発行を強化し、一層の適格紹介に努める。

あわせて、求人担当者カードの作成をおこない、労働条件の明確化を求め、労働者が安心して就労機会を得られるよう事業所へ「魅力ある職場作り」の働きかけを強める。

2 労働者支援の取り組みの充実と地域連携の強化

労働者のニーズ把握に努め、的確な就労支援をおこなう。あわせて、安定的雇用に向けたステップアップのための資格取得や職種転換講習の促進、就労後のアフターフォローを充実させる。また、労働者が安心して就労できるよう、労働条件違反や労災の相談はもとより、防止のための普及・啓発・事業所への協力依頼を強化する。また、相談者の状況に応じて、地域関係機関及び団体と連携を図り、就労支援を軸とした生活の支援をおこなう。

3 連携と発信により地域に根付いたセンターに

財団が取り組む各事業の内容・案内や最新の情報等に加え、仮移転に伴う情報を、広報紙「センターだより」、ホームページや掲示板等を活用し、地域の労働者や登録事業所、関係機関などへわかりやすく、迅速に発信する。また、仮移転後にともなうシステム化により、さらに充実した情報発信がおこなえるよう検討をすすめる。

4 安全性の確保を最優先に、美観等にも配慮した施設管理の推進

施設利用者の安全を最優先に、美観等にも配慮した施設管理をさらに徹底する。あわせて、移転がスムーズにおこなえるよう、利用者への働きかけを強める。

《公益目的事業》

I 厚生労働大臣の許可を得ておこなう無料の職業紹介事業

センターでは、日雇労働の就労経路や労働条件の明確化を進めるため、センター発行の「プラカード」を介しておこなう相対紹介と、求人票の公開掲示による窓口紹介をおこなっている。

あいりん地域においては、建設業を主体とする日雇就労だけでなく、警備業、清掃業、運輸業や倉庫業に関わる就労や、1日2～3時間程度の短時間就労、毎週1～3日程度の就労など、ニーズとその働き方も多様化している。

また、様々な障壁を抱えている就労困難者への支援も必要となっており、日雇就労から段階的に就労自立を目指すアプローチ就労も進めている。

それらの幅広いニーズに対応するため、利用者カードを作成しながら、求職者の職歴や資格・希望職種などの把握をおこない、継続的・包括的に相談を進めながら、より一層の適格者紹介に努める。今年度の就職率は78%を目指す。

また、寄場においては、適正な求人活動を促進させるため、全ての求人プラカードを「求人の森」へ掲示し、労働条件の明示を徹底しながら、「寄場活用による求職機会の拡大」を図る。

1 職業紹介

建設経済研究所の建設投資の見通しによると、平成30年度は、民間・公共投資とも平成29年度と比べ横ばいで推移、建設投資全体では53兆円台との予測となっている。

東日本大震災関連の復興工事、東京五輪関連の整備工事など工期も迫られるなか、建設業に従事する就業者数は年々減り続けており、建設労働者の人手不足感は否めず、工事の進捗にも影響を及ぼす状況も見られる。

建設労働者の需給調整機能の一端を担うセンターとして、それらの状況にも留意しながら、求人動向について注視していきたい。

(1) 相対紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

平成29年度の現金求人数は、前年度と同程度で推移しており、約24万人となる見込みである。

全ての現金求人プラカードを「求人の森」に掲示することも定着しており、求職者に広く求人情報を周知することにより、就労機会の拡大に繋げていく。

平成30年度は、今年度実績程度の求人数を見込む。

相対求人・紹介 1ヶ月平均 20,000人、年間延 240,000人

(2) 相対紹介による契約求人（30日以内の雇用）

平成29年度の相対紹介による契約求人は、前年度より約3%減少して推移しており、約13万人になる見通しである。

「求人の森」での相対契約求人プラカードの掲示も定着・認知されてきた。平成30年度は、「求人の森」への労働条件の明示を徹底し、適正な求人・求職活動の促進をおこない、窓口での紹介増加へつなげる。平成30年度は、今年度実績程度の求人数を見込む。

相対求人・紹介 1ヶ月平均延 10,800人、年間延 130,000人

(3) 窓口紹介による契約求人（30日以内の雇用）

平成29年度の窓口での契約求人は、前年度より約17%の増加で、約40,000人となる見込みである。これは寄場で必要な労働者を確保できない中、窓口求人でも人員を確保したい事業所や新規登録の事業所から求人が多かったことによる。

平成30年度は、「利用者カード」による求職者ニーズの把握、紹介にも努めながら、窓

口求人の拡大を図り、今年度実績程度の求人数を見込む。

窓口求人 1ヶ月平均延 3,300人、年間延 40,000人

(4) 窓口紹介による現金求人

平成29年度は、前年度を大きく上回り延900人程度の見込みである。求職者からの現金求人への要望が強いことから、今後も事業所訪問・求人開拓を通じて、新たな求人の拡大を図る。また紹介者の就労実績を把握し、事業所のニーズに応じた適格者紹介をおこなっていく。平成30年度は、今年度目標の50%増の求人数を見込む。

窓口求人 1ヶ月平均 75人、年間延 900人

(5) 一般求人・紹介（30日を超える長期の雇用）

平成29年度の窓口での求人は、前年度より30%以上減少し、約850人となる見込みである。一般求人数、紹介数とも、前年度より大きく下回る見込みである。

一般の雇用情勢指標である有効求人倍率、失業率とも改善傾向にある中、職種転換や短時間就労など求職者のニーズや働き方も多様化している。

今後も、それらのニーズに応えることができるよう、求人の選択の幅を広げながら求人の拡大を図るとともに、求職者に対し職歴や資格など聴取し、求職相談の充実を図りながら安定就労先へのマッチングを図っていく。

平成30年度は、今年度実績程度の求人数を見込む。

窓口求人 1ヶ月平均 70人、年間 850人

(6) 高年齢者職業紹介

55歳以上の労働者のニーズにマッチングできる求人開拓に努め、高年齢労働者一人一人に寄添った求職相談、就労支援をおこなう。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)は、就労機会が減少し、生活が困窮した55歳以上の地域日雇労働者からの申込みを受け、登録制の輪番紹介をおこなう。

平成30年度からは、秋期に限定していた追加申込み・受付を変更し、毎月新規申込み・受付をおこなう。

① 高年齢者窓口紹介

平成29年度は、高齢化した建設日雇労働者への紹介は増加したものの、大きな柱であった東大阪市からのごみ収集の求人が民営化の推進によって減少した。

地域高年齢労働者が求めている求人は、日々雇用にとどまらない。平成30年度は、ニーズに沿った求人開拓をおこない、高年齢労働者自身の体力や経済状況など、それぞれの能力や状況にあった紹介をおこなう。

「契約求人」紹介 1ヶ月平均 430人、年間延 5,200人

「一般求人」紹介 1ヶ月平均 1人、年間延 12人

② 「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

就労機会の確保が難しくなる高年齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者に、毎日、就労場所（センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地）別に輪番紹介をおこなう。平成30年度は一人当たり月平均6～7回の紹介をおこなう。

別途、特掃登録者を対象に「あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）」の輪番紹介を毎水曜日におこなっており、一人当たり年5回程度（1回3日間の連続就労）の紹介をおこなう。

紹介整理票（カード）発行 年間 1,400人

輪番紹介 1ヶ月平均 4,870人、年間延 58,500人

(7) 「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

あいらん地域で求職活動をおこなっている労働者に対して、地域の支援団体などと連携を図り情報収集をおこなう。更に、センターで作成した窓口求人一覧表の掲示を支援団体に依頼するなど、より広範囲に情報を提供する。さらに、求職者開拓を強化するため、地域の各支援団体や生活困窮者自立支援法にもとづく事業実施窓口とも連携を深め、求職相談と適格者紹介の拡大を図っていく。

2 求職相談

(1) 一般求職相談

平成29年度の求職相談の来所者数は、前年度より4%減の4,500人程度の見込みとなっている。

平成30年度は、仮移転先における円滑な職業紹介を目指して、労働者データを統一し、システム化を図る。求職相談を通じて「利用者カード」の発行を強化し、一層の適格者紹介に努める。

また、高齢者特別清掃事業の新規申込者や更新者の内で「利用者カード」未所持者を対象として、求職相談・「利用者カード」の作成をおこなう。

求職相談	1ヶ月平均	400人、年間	4,800人
新規相談	1ヶ月平均	40人、年間	480件

(2) 高年齢求職相談

高年齢労働者は、就労意欲があるものの加齢に伴う身体の不調など、本人の能力に応じた求人が減少する。高齢者特別清掃事業の申込者を含め、本人の状況をしっかり聞き取り、相談者のニーズにあった多様な求人の分野で就労し活躍ができるよう支援する。

また、求人情報を地域関係機関やセンター窓口で周知を図り、今までセンターへ来所したことのないような人にも支援の機会を増やすように努める。

職業相談	1ヶ月平均	125件、年間延	1,500件
相談記録		年間延	240件

3 施設1階寄場を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

(1) 事業所指導

① 事業所指導

センターは、寄場及びその周辺を中心に求人募集をおこなう事業所に向けて、労働条件等の明確化を求めてきた。今後も、労働者が安心して就労機会を得られるよう、事業所への指導を強化し、適正な職業紹介をおこなっていく。

指導した内容については、データとして整理し、求人開拓やマッチングに向けての活用を図っていく。併せて「魅力ある職場づくり」のため、法令の遵守・雇用条件の改善についても働きかけを強めていく。

特に労働条件の違反などが判明した事業所には、問題解決にむけて対応を図り、適切な労働契約を締結するよう促していく。また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう求人内容の確認をおこなう。

また、来年度に予定されるセンター仮移転後の適正な職業紹介の維持を図るため、求人事業所等から意見聴取等をおこなう。

事業所等の指導	1ヶ月平均	500件、年間	6,000件
---------	-------	---------	--------

② 事業所懇談会

求人事業所に対し、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリットの啓発、周知等をおこない、具体的な取り組みを促す。また、各事業所と行政機関との意見交換の場とする目的で、事業所懇談会を開催する。

③ 事業所座談会

来年度に予定されるセンター仮移転後の適正な職業紹介の維持を図るため、具体的な職業紹介イメージを示しながら、事業所と求人方法等の調整等をおこない、センター仮移転後も事業所のニーズに沿った適正な職業紹介の維持を図るため事業所座談会を随時開催する。

④ 登録事業所への調査

地域労働者を雇用している事業所へ、電話・FAXなどで実態調査をおこない、事業状況や求人動向・宿舍の状況・雇用労働者数・求人状況などを聞き取る。調査内容については、分析をおこない、今後の雇用環境の変化を把握し、求人確保に役立てる。

⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度への加入状況の把握と促進

求人事業所には、円滑な求人受理をすすめるために日雇雇用保険の更新について確認を徹底する。併せて関係機関と連携し、文書送付や事業所訪問を活用して健康保険日雇特例の適用促進を図る。

また建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握をおこなう。

これらを通じて事業所に対する助言をおこない、雇用改善の支援と指導を促進する。

⑥ 「求人の受理」の適正化

「求人の受理」において、「求人担当者と事業所との雇用関係の明確化」等を一層適正化するため、求人担当者には「求人担当者カード」の普及促進をおこなう。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日の早朝時に、寄場及びその周辺において「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、就労あっせんの正常化を促進する取り組みをおこなっている。

これに加え、月に1回ないし2回、早朝5時からの「就労正常化促進特別指導日」を設け、通常の業務でおこなえていない就労経路および労働条件の明確化を図る。

1ヶ月平均 60件、年間 720件

② 求人事業所調査

寄場及びその周辺において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、指導をおこなう。「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法やプラカードの掲示及び期限切れプラカードの回収などの指導や求人時期に応じた事業所への指導を強化する。また、適正に求人をおこなっていない事業所が判明した場合、直ちに事業所指導をおこなう。

これに加え、関係課と連携し、寄場周辺での求人募集をおこなう事業所へ労働条件等の把握をおこない、明確化を図っていく。

1ヶ月平均 100件、年間 1,200件

4 就労機会の確保のための求人開拓事業

センターは、労働者ニーズの多様化にともなう様々な業種の求人事業所を確保する

よう努めている。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓をおこなっている。

平成30年度は、総合相談での就労支援や求職者相談に対する、「日雇」から「常用（期間の定めのない雇用）就職」への準備就労である「アプローチ就労」への協力事業所の一層の活用を図る。今後「アプローチ就労」受け入れ事業所に具体的な求人内容の聞取りをおこない、求人の受理をおこなう。

求人開拓においては下記を重点項目とし、実施していく。

- a 日雇労働者等技能講習事業修了者や総合相談及び求職相談を受けた者の安定的雇用を受け入れできる事業所への求人開拓をおこなう。
- b 建設産業以外の産業へ就労を希望する労働者に対して（日雇労働者等技能講習事業の受講者を含む）、警備・介護・清掃・倉庫等の関連事業所へ幅広く求人開拓をおこなう。
- c 建設業の就労経験の未熟な労働者に対して、現金就労の雇用も含め、受け入れ可能な事業所への求人開拓をおこなう。
- d 高齢者で短時間雇用を希望する者が就労可能な事業所への求人開拓をおこなう。

1ヶ月平均 21事業所、年間 250事業所

(1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報など、あらゆる媒体から情報収集をおこない、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により新規事業所への求人開拓をおこなう。

日雇登録 年間 6件
一般登録 年間 12件

(2) 雇用勧奨

① 雇用勧奨

近年求人実績のない事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対しセンターに求人申込を促し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨をおこなう。

一般求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録をおこなった事業所に対して、継続して雇用勧奨をおこなう。

1ヶ月平均 690件、年間 8,300件

② 高年齢者雇用勧奨

高年齢労働者向けの雇用を確保するため、短時間就労可能な求人や、清掃業・警備業等の高年齢者向きの職種の事業所に雇用勧奨をおこなう。

1ヶ月平均 30件、年間 360件

5 就労機会の乏しい高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、「高齢者特別清掃事業（特掃）」に登録している労働者を対象に、あいりん労働福祉センターの施設清掃事業を実施している。

就労労働者数 1日 20人、年間 7,220人

II 就労に関する相談及び支援事業

建設業を中心に技能労働者に対するニーズは、高まる傾向にあるが、地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しい。

そのため、労働者のホームレス化など、生活基盤の脆弱化を防ぐための「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要があり、労災・労働相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図る。

平成30年度は、「利用者カード」の普及に努め、来所時の主訴の対応に留まらず潜在する労働者ニーズの把握を強化する。また関係機関や地域の支援団体との連携により相談者の支援をおこなう。あわせて、職業紹介・求人開拓機能と連携し、より効果的な事業展開をめざす。

1 賃金等労働条件に関する相談

平成29年度の賃金等労働条件に関する相談は、新規相談が約130件、継続相談が約240件となる見通しである。

平成30年度は、同程度の相談数を見込む。とくに、初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図る。

また、法令違反の疑いや相談が多い事業所には、紹介課と連携して寄場指導・事業所訪問をおこなうなど、問題の解決に取り組む。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努める。

新規労働相談	1ヶ月平均	11件、年間	130件
継続労働相談	1ヶ月平均	20件、年間	240件

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じるとともに、休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付をおこなう。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援をおこなう。

平成29年度の労災相談数は、新規相談が約63件、継続相談（貸付労働者以外の相談を含む）が約1,500件となる見通しである。

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足とがあいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が顕著になっている。

平成30年度は、同程度の相談数を見込む。とくに、初回相談での対応力の向上に努め、ケース検討を通じて就労復帰に向けた支援を強化する。

また、労働者向けにポスターなどを作成し、作中に負傷した場合、現場責任者に必ず報告し病院を受診するよう、啓発をおこなう。若年層が多い技能講習受講者をターゲットにして、「知っておこう労災保険」のリーフレット配布・注意喚起をおこなう。

さらに、事業所訪問時には、センターの労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について情報提供し、利用勧奨をおこなう。

新規相談	1ヶ月平均	5件、年間	63件
継続相談等	1ヶ月平均	125件、年間	1,500件

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由で就労の機会を逸し、一時的に生活に困窮している、より安定的雇用を求めているなどの労働者に対して、ワンストップで対応するため、課・係間の連携を図り就労に結びつくよう支援に力を注ぐ。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼をおこなう。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・オロナインを配付する。

簡易措置	1ヶ月平均	3,500件、年間	42,000件
診療依頼	1ヶ月平均	135件、年間	1,600件
他機関案内・救急車	1ヶ月平均	83件、年間	1,000件

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発をおこなう。とくに、就労開始前には自主的な血圧測定を薦める。

1ヶ月平均 1,084件、年間 13,000件

(2) 生活身上相談

① 総合受付による支援

平成30年度は、引き続きセンターの事業案内を作成し、簡易宿所及び関係機関の協力を得て、地域労働者に広く周知することにより、何らかの困難に直面した際にセンターへ来所できるように誘導する。

就労・生活相談を強化し、就労支援につなげるための状況把握を進め、相談者との信頼関係の構築に努め、「利用者カード」の発行をおこなう。

相談者に対しては、課・係間の連携を図り、個別的・継続的・包括的支援をおこなう。また関係機関や地域の支援団体との連携を一層推進する。

あわせて30年度から毎月実施される「高齢者特別清掃事業」の輪番登録者に対して「利用者カード」を発行し、就労支援の充実を図っていく。

総合受付利用者カード発行	1ヶ月平均	50枚、年間	600枚
新規支援	1ヶ月平均	8件、年間	100件
継続支援	1ヶ月平均	17件、年間	200件

② その他の生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などに注視し、労働者保護の観点から相談者に対する対応力の向上を図る。

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録等が必要な労働者の相談・事務手続き援助をおこなう。

1ヶ月平均 30件、年間 360件

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談をおこなう。

1ヶ月平均 200件、年間 2,400件

ウ. 労働力の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談をおこなう。

1ヶ月平均 33件、年間 400件

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助をおこなう。

1ヶ月平均 8件、年間 90件

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助をおこな
い、就労機会の拡大を図る。

1ヶ月平均 42件、年間 500件

カ. 住居の安定を求める相談

1ヶ月平均 33件、年間 400件

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

1ヶ月平均 42件、年間 500件

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な労働者援助をおこなう。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助をおこなう。また、簡易宿所生活衛生同業組合からの無料宿泊協力を得て、簡易宿泊所への宿泊提供をおこなう。

大阪自彊館三徳寮 1ヶ月平均 90件、年間 1,100件

簡易宿泊所 1ヶ月平均 20件、年間 240件

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助をおこなう。

1ヶ月平均 7件、年間 80件

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助をおこなう。

1ヶ月平均 108件、年間 1,300件

Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、現場経験が豊富であっても、資格がないために就労に結びつかないことがある。また、不安定な就労や労働条件によって、生活困難な状況に陥る者が多くいる。このため、地域労働者の技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業をおこなってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

平成19年度からは、企画競争型の方式となり、平成26年度まで続けて受託してきた。

平成27年度からは、新たに民間競争入札型の方式が導入されることになり、より効果的・効率的な事業運営が求められることとなった。

近年、現場での安全対策が強化され資格所持者の免許の提示、提出が義務付けられ、資格取得へのニーズはさらに高まっている。平成30年度も受講者の利便性に優れた財団施設内で実施する講習科目を増やす。

また仕事の都合で平日に受講申込が困難な地域労働者のために試行的に月1回土曜日受付をおこない、受講者の増加を図る。

厚生労働省に提出した提案書にもとづき、「資格をとって安定的雇用へ」をコンセプトに円滑な事業の運営を図る。スキルアップ型講習及び職種転換・常用就職型講習で、計画数570名の達成を目指す。

1 建設技能のスキルアップ講習

受講希望者の多くは、建設現場などで働きながら資格を取り、新たな現場での経験を重ね有技能者へと成長していく。事業所からは建設現場での資格証の提示や事前提出が求められている。また、現場で要請されるのは、単一職種における職人としての能力・資格にとどまらないある程度幅の広い作業に対応できる多能工が求められている。そのため、複数資格の計画的取得が必要になってきている。

就労に結びつく効果的な技能講習の取得を支援することにより、技術や自信・安全意識などを高め、就職・就業率の向上を図る。

また、受講者の中には、建設業だけでなく製造・運輸業などで資格を活かして安定的な雇用に希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図る。

(1) 建設業務関係技能講習

- | | |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用） | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工所用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等特別教育 | h 玉掛け |
| i ガス溶接 | j 足場の組立て等作業主任者 |
| k 地山の掘削・土止支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者 |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| o 有機溶剤作業主任者 | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| q コンクリート解体等作業主任者 | r 石綿作業主任者 |
| s 職長・安全衛生責任者 | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育 | v 研削砥石特別教育 |
| w 振動工具安全衛生教育 | x 電気取扱（低電圧600V以下） |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 | z 粉じん作業特別教育 |
| イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育 | ロ 巻上げ機運転特別教育 |
| ハ ロープ高所作業特別教育（新規） | |

29科目 年間 325人

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習<建設業務にも有効> (※ ②は2コース)

- | | |
|---------------|------------------|
| a フォークリフト運転 ② | b 高所作業車 ② |
| c 小型移動式クレーン ② | d クレーン (荷重5 t未満) |
| e 床上操作式クレーン | |

8科目 年間 122人

2 職種転換・常用就職をめざした講習

建設現場で就労している日雇労働者の中には、日雇から脱却し常用就職を希望する者、また高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えているが、現状から踏み出せないでいる者も少なくない。

このため、財団施設内にて「清掃業務体験講習」・「刈払い機」の講習を可視化することにより、労働者の不安をやる気に変える。また、「ベットメイキング講習」は地域のホテルにて実技を実施し、受講者の努力や、事業内容を地域労働者等に伝え、受講後の成功例や、安定的雇用につながる求職支援をPRすることにより、労働者の1歩ふみだす勇気につなげる。

(1) 自動車運転免許職種転換講習 (※ ②は2コース)

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、就職への意欲を強く有する者に対して実施する。

受講希望者には、積極的な就職活動やそれに伴う困難を共有しながら、問題の解決を図っていく。免許取得後の就職先を内定できるよう支援し、就職・就業率の向上を図る。

- | | |
|---------------|---------------|
| a 大型自動車運転免許 ② | b 大型特殊自動車運転免許 |
| c けん引自動車運転免許 | d 大型二種自動車運転免許 |
| e 普通二種自動車運転免許 | |

6科目 年間 8人

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施し、介護職員初任者研修へ誘導する。

年間 3人

② 介護職員初任者研修

近年、介護などの福祉分野の雇用が注目され、地域労働者の中にも、ヘルパーや施設介護などへの就職希望が高まっている。

体験講習修了者を対象に、介護業務の関心度や受講中の生活手段、修了後の介護業務への関わり方などを細かく聞き取り、受講へ繋げ、きめ細かな相談とフォローを重ね、就職・就業率の向上を図る。平成29年度は、介護職員初任者研修を修了した受講者が財団の介護福祉関係の求人に応募し、採用となった。

年間 2人

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者を対象に、就職活動を一層有利に進め、地域労働者がより幅広い福祉分野での就労が可能となる支援を図る。

年間 1人

(3) 造園・林業関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場など、様々な現場においても幅広く使用されている。資格を得て、就労機会を増やしつつ、将来の就労イメージを育てていく。刈払機講習は、財団施設内で見学可能な講習を実施し、見学者を受講へと誘導する。

2科目 年間 50人

② 刈払機・チェーンソー習熟講習

平成11年から16年度まで実施された緊急地域雇用特別交付金を活用した森林保全の事業において地域労働者の労働力は雇用事業所から高い評価を得た。そのため、森林保全の現場で安全に作業ができる労働者を安定雇用結びつける支援として平成28年度より実施し、6名が受講修了した。受講者からは「現場で刈払機・チェーンソーの基礎から学び安全意識の向上につながった。」との声があった。今年度も、刈払機・チェーンソーの資格所持者に対し、作業の安全、習熟を図る。

年間 3人

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く、資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることを希望する者を対象に実施している。受講者からは「機械の操縦に自信が付いた」「就職意欲がわいてきた」の声があった。今年度も習熟コースの実施により、資格所持者の就職・就業率の向上を図る。

① 建設機械等習熟コース

年間 10人

② フォークリフト等習熟コース

年間 6人

(5) 清掃業務体験講習

高齢になり建設での就労継続が困難になった労働者を対象に実施しており、平成29年度までの受講者29名の内10名が安定的雇用へつながっている。財団施設内で講習をおこなうことにより、受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつける。併せて、カウンセリングや総合支援、財団の求人案内、就労支援ナビゲーターの活用によりパート労働も含めた安定的雇用へつなげる。

年間 15人

(6) ベッドメイキング講習（新規）

現在、ホテル等の清掃業務の求人清掃業務体験講習修了者を紹介している。ホテルの客室清掃にはベッドメイキングも要求されているため、今年度より講習を開始する。利便性を考え、座学は財団施設内で実施し、実技については、簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施する。清掃業務体験講習と合わせて受講する事により、より一層清掃業への就労機会の拡大と安定的雇用へつなぐ支援をおこなう。

年間 10人

(7) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけ、カウンセリングの受講をセットにすることで、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に（心構えや自信を含め）進めることを目指す。また、介護業務や清掃業務に就職した際や、建設業で職長等を任された際に業務日報や報告書の作成を求められた時の苦手意識の克服などにも資する。

講習は、初級及び中級に分け、受講者のレベルにあったコースを開設する。

年間 15人

（うち初級 10人、中級 5人）

3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

相談者それぞれに対し、本人の経験・能力・希望・生活状況に応じた適切な講習受講と就労に向けた支援をおこなう。

「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」との連携という流れを、技能と就労に関わる総合サポート体制と位置付け実施する。

総合受付体制の下で総合支援に取り組むため、技能講習窓口での相談が資格の話だけで完結するものではなくなっている。相談者の生活全般について聞き取ったうえで、本人の生活向上にとって必要な選択肢の一つとして、講習受講等の勧奨をおこなっていく。

(1) 受講相談

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦める。

受講修了後のアンケートを通じて、資格が活かしていないと回答した者へのフォローや就職者が職場に定着できるよう、アフターフォローを実施する。

受講相談 1ヶ月平均 95件、年間 1,150件

(2) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて、講習や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援をおこなっている。

スキルアップ型講習の受講者には希望に応じて、職種転換・常用就職型講習の受講者に対しては、就労意欲の向上のため、レポートの提出と併せて受講するよう誘導し、きめ細やかなフォローをおこなう。

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施する。

平成27年度より、カウンセラー資格を有するコーディネーターを配置し、技能講習受講希望者や就労相談者に対して、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援ができた。

カウンセリングを実施したケースについてスーパーバイザー、カウンセラー、職員でケース検討をおこない相談者の理解を深め、全体で相談者の支援をおこなう。

平成30年度も引き続き、受講希望者に対して受講を薦め、一層の充実を図る。

カウンセリング 年間 125件

(3) 紹介事業との連携

技能講習受講にとどまらず、資格を活かした就労のため、紹介窓口の求職相談に誘導する。受講者と顔が繋がった職業紹介を実現するため、総合的なサービス提供を目指す。

(4) 就労支援ナビゲーターとの連携

平成25年8月から、ハローワークの就労支援ナビゲーターへの誘導を実施している。

平成28年9月より、ハローワークとの連携を強め、選考説明会の際にハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、就労支援ナビゲーターが来所し、常用就職希望者に対し就職相談を実施するやり方に改善した。あわせて求職相談後に就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んでいる。

平成29年度においては、利用件数が80件を超え、その内5名が安定的雇用に結びついた。

また、ハローワークの求人票の情報提供を受け、財団の求人開拓の参考とし、活用した。

平成30年度も受講後のフォローアップとして、最大限に活用していく。

年間 80件

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

（1）受講終了時のアンケートの実施

平成29年度は、412名より回答を受け「役立った」との回答が約93%であった。回答結果は、講習科目設定等が適切であるかの判断材料となった。

平成30年度も引き続き講習実施機関と連携し、「役立った」との回答が90%を上回るよう、受講者のニーズに合った講習科目への誘導をおこなう。

（2）就職・就業率の把握

受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）を56%以上に設定し、目標達成を目指す。また、就職・就業者数を講習科目ごとに整理して報告するとともに、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析をおこなう。

（3）事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

次年度以降の講習実施の参考とするため、上半期中にニーズ調査を実施する。

平成29年度は、事業主52件、労働者146件の聴き取りをおこない、下半期の追加講習等の判断材料にした。

事業所調査数	50件
労働者調査数	100件

（4）独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自のアンケートを実施し、受講相談やアフターフォローの活用、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導、効果測定や企画・立案の参考とする。

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信が欠かせない。

平成30年度は、ホームページやモニター・掲示板などを活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRをおこない、広報事業の強化・財団の認知度アップに努める。

1 労働安全啓発及び広報事業

近年、労働災害による死亡者数が府内で増加している傾向にある。そのため、「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発をおこなう。

また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努める。

加えて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口等の周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体等に広く配布する。さらに地域の関係機関が主催する「萩之茶屋文化祭」などに積極的に参加し、財団の認知度アップに努める。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関等に配布する。

平成30年度は、財団が取り組む各事業や案内、最新の情報等を地域労働者にわかりやすく伝えていく。
広報紙 月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内等、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行する。また、事業所及び簡易宿所、関係機関等にも配布する。
年1回 6,000部

4 労働安全啓発相談

熱中症、除染作業、アスベストの健康被害など、労働安全の啓発相談をおこなう。あわせて、熱中症は命に関わる問題であるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめる。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者の集い」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け、「将棋愛好者のつどい・入門編」「将棋愛好者のつどい」を開催する。

年各1回 6月・10月頃実施

(2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

平成30年度も、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催する。コンサートの運営等では、関係機関及び団体の協力を得て取り組んでいく。また開催時には、トラブルなどが起こらないよう安全確保に努める。
年1回 9月頃実施

V 日雇労働者就労援護施設の管理・運営

当財団は、就労の不安定な方々が多数居住しているあいりん地域における労働者の就労の安定を図るとともに、福祉の増進に努め労働者の生活の向上に資することを目的とした事業を実施している。あいりん労働福祉センターは、日雇労働者の就労あっせん並びに労働者福祉の向上を目的に建設された施設であり、当財団の業務である就労あっせん等の就労支援機能のほか、日雇雇用保険・健康保険認定事務のための日雇労働者の待合施設としての機能を併せ持っており、施設の管理運営は、当財団が円滑に事業運営するためには極めて重要な業務である。

日雇労働者就労援護施設であるあいりん労働福祉センターの管理運営については、利用者の安全確保と円滑な管理運営に努める。

なお、本施設の管理・運営については、平成31年3月末に施設が閉館されることから、平成30年度をもって事業廃止とする。

(1) 施設管理業務

施設内での喧嘩、暴言・威嚇行為、放置物品の対応及び一般車両の駐車排除勧告などの秩序維持・場内指導の実施や、あいりん労働福祉センターのシャッター開閉業務、受電設備等の維持管理、防火管理等の日常業務を適切におこない、日雇労働者就労援護施設の機能維持を図る。

とりわけ老朽化してきている建物の安全管理について、大阪府・国、その他の関係機関と協議をしながら更なる安全確保のための取り組みに努める。

(2) 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの衛生管理及び環境美化、施設的美観の維持・向上を図るため、感染症の発生及び拡散を防ぐための消毒やあいりん地域高齢日雇労働者による寄場清掃、放置自転車の整理、落書きの始末や破損した掲示物の貼り替えなどを実施する。

(3) 福利施設業者への指導

就労生活が不安定な日雇労働者が就労に従事するための必要な福利施設として、あいりん労働福祉センター内に売店・シャワー室が設置されており、それらの運営を委託している。

このため、低廉で行き届いたサービスがされるよう委託業者の指導をおこない、施設利用労働者の福利厚生の向上を図る。

また、地域労働者を対象に年2回シャワー室の無料開放をおこない、希望する労働者に対してタオル・石けん・カミソリの給付をおこなう。

平成31年3月末のあいりん労働福祉センター閉館に伴い、大阪労働局及び大阪府と連携して、売店や小間割店舗の円滑な移転に努める。

(4) 事故時の緊急対応

シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、放火・焚火の対応、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への迅速な対応措置をおこなう。

(5) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷や体調不良を訴える労働者の救護や泥酔者の緊急保護に取り組むとともに、医療機関等と連携して適切な対応に努める。また、施設に不慣れた労働者に対しては、窓口へ誘導するなど、施設利用の援助をおこなう。

(6) あいりん労働福祉センターの閉館

あいりん労働福祉センターの現行施設は、建て替えのため、平成31年3月末をもって閉

館となる予定である。

閉館まで同センターの機能が十分発揮できるよう利用者の安全確保と円滑な管理運営に努めるとともに、混乱なく無事に閉館できるよう万全な対応を期する。

《収益事業》

I たばこ販売事業

施設利用労働者の福利厚生のため、売店運営を委託しており、受託業者が販売するたばこの仕入れ、卸しをおこなう。

たばこ売上 純利益 年間 140,000円

II 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、店舗を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導をおこなう。

また、携帯電話等を持たない利用者のため、公衆電話を設置し、運営をおこなう。

小間割店舗の事業者 5業者 5店舗

施設貸付収入 年間 175,000円

公衆電話売上純利益 年間 3,000円